

○豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱

実施	平成 19.	9.	1	
沿革	平成 23.	4.	1	改定
沿革	平成 24.	5.	1	改定
沿革	平成 25.	4.	1	改定
沿革	平成 26.	6.	1	改定
沿革	平成 26.	10.	1	改定
沿革	平成 27.	10.	1	改定
沿革	平成 29.	4.	1	改定
沿革	平成 30.	5.	15	改定
沿革	令和 2.	7.	1	改定

(目的)

第1条 この要綱は、ごみのステーション収集の促進、ごみステーションの適正管理及びその清潔保持、並びに生活環境の保全を図るため、ごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象等)

第2条 ネットの貸与対象は、おおむね6世帯以上のごみステーションとする。

2 ネットは在庫状況に応じて貸与するものとし、その貸与の総枚数は予算の範囲内の枚数を限度とする。

(枚数及び規格)

第3条 ネットの貸与は、おおむね6世帯から15世帯までが利用するごみステーション1か所につき1枚を基準とする。

2 ネットの大きさは、大(3メートル×4メートル)、小(2メートル×3メートル)の2種類とし、メッシュ幅は4ミリメートルのものを基準とする。

(貸与条件)

第4条 ネットの貸与条件は、次のとおりとする。

(1) ネットは、清潔を保ち破損等に注意して丁寧に取り扱い、適正使用を図ること。

(2) ネットは、歩行者等の通行に支障がないようにごみ収集時以外は速やかに片付け、盗難等のおそれがないように留意すること。

(3) ネットは、目的以外に使用し、転貸し、又は譲渡しないこと。

(4) ネットの盗難、紛失又は破損があった場合は、速やかに家庭ごみ事業課長（以下「担当課長」という。）にその旨を連絡すること。

(5) ネットが管理できなくなった場合又は不要となった場合は、速やかに担当課長に返却すること。

(貸与申込み)

第5条 ネットの貸与の申込みをする者は、ネットの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、ごみステーション管理責任者選任届及びごみ散乱防止ネット貸与申込書（様式第1号）を担当課長に提出しなければならない。

(管理責任者の役割)

第6条 管理責任者の役割は、次のとおりとする。

(1) 貸与されるネットを受領し、返納すること。

(2) 常にごみステーションを使用する世帯を把握し、ごみの排出ルールの徹底に努めること。

(3) ごみステーションを使用する者の協力を得ながら、ごみステーションの美化と適正な管理に努めること。

(4) ネットの適正な使用と管理に努めること。

- (5) ごみステーションの管理等に関して問題等が生じた場合は、市の担当者と協力して改善に努めること。
- (6) 担当課長が必要と認めた時に、貸与を受けているネットの管理状況について報告すること。

(貸与通知)

第7条 担当課長は、第5条の規定による貸与申込みがあったときは、貸与条件を明示した豊中市ごみ散乱防止ネット貸与通知書(様式第2号)を管理責任者に交付するとともに、ネットを貸与するものとする。

(ネットの受領及び貸与期間)

第8条 管理責任者は、ネットを受領したときは、貸与ネット受領書(様式第3号)を担当課長に提出しなければならない。

2 ネットの貸与期間は、管理責任者がネットを受領した日から、次のいずれかに該当するときまでとする。

- (1) 修繕ができない破損などの事由によりネットが使用できなくなったとき。
- (2) 貸与条件を守ることができなくなったとき。
- (3) ネットを必要としなくなったとき。

(貸与事項の変更届)

第9条 管理責任者は、貸与を受けたネットの大きさ、枚数を変更しようとするとき、又はごみステーション管理責任者選任届及びごみ散乱防止ネット貸与申込書の記載事項に変更があったときは、ごみ散乱防止ネット貸与事項変更届(様式第4号)を担当課長に提出しなければならない。

2 貸与を受けたネットの大きさ、枚数を変更した場合は前条第1項の規定を準用する。

(返納)

第10条 担当課長は、管理責任者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ネットを返納させることができる。

- (1) ネットの返還を申し出たとき。
- (2) 貸与を受けたネットを目的外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

2 担当課長は、盗難、紛失又は破損の原因が管理責任者の責めに帰する事由であることが明らかな場合は、貸与したネットの同等品をもって返納させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットの貸与について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

- 1. この要綱は、平成27年10月1日から実施する。
- 2. この要綱による改正後の豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱第8条2項の規定は、改正前の豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱によりネットの貸与を受けたものについても適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

ごみステーション管理責任者選任届 及び ごみ散乱防止ネット貸与申込書

整理番号 ー ー第 号

年 月 日

豊 中 市 長 あて

- 豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱第5条の規定により，次のとおりごみステーション管理責任者を届け出します。
併せて，ごみ散乱防止ネットの貸与を次のとおり申し込みます。

管 理 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	() ー
ごみステーション 所 在 地	豊中市	近辺（概要地図は別紙）
利 用 世 帯 数		世帯
《備 考》		

※使用のごみステーションの概要地図を添付。

豊中市ごみ散乱防止ネット貸与通知書

（貸与番号〇〇－△－第 号）

年 月 日

様

豊中市長

ごみ散乱防止ネットの貸与について、次のとおり通知します。

記

1. 貸与開始日： 年 月 日
2. 貸与枚数： (大) 枚 (小) 枚 計 枚
3. 貸与条件： ①ネットは、清潔を保ち破損等に注意して丁寧に取り扱い、適正に使用すること。
②ネットは、歩行者等の通行に支障がないようにごみ収集時以外は速やかに片付け、盗難等のおそれがないようにすること。
③ネットは、目的以外に使用し、転貸し、又は譲渡しないこと。
④ネットの盗難、紛失又は破損があった場合は、速やかに下記の担当にその内容を連絡すること。
⑤ネットが管理できなくなった場合又は不要となった場合は、速やかに下記担当に返却すること。

＜担 当＞

（担当課名を記載）

（担当者名を記載）

（電話番号を記載）

貸与ネット受領書

年 月 日

（担当課長）あて

（受領者：管理責任者）

住 所 豊中市

氏 名

年 月 日付で貸与通知のあったごみ散乱防止ネットについて、下記のとおり受領しました。

記

1. 受領日 : 年 (年) 月 日

2. 貸与枚数 : (大) 枚 (小) 枚 計 枚

ごみ散乱防止ネット貸与事項変更届

年 月 日

（担当課長）あて

（届出者：管理責任者）

住 所 豊中市

氏 名

ごみ散乱防止ネットの貸与事項に変更があったので、豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱第9条の規定に基づき、次のとおり届け出します。

記

1. 変更年月日 年 月 日

2. 変更内容

変更内容	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 劣化 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> サイズ変更	大 枚 ・ 小 枚	大 枚 ・ 小 枚
<input type="checkbox"/> 管理責任者変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	住所 豊中市 氏名	住所 豊中市 氏名
備考		